

ぐんまちゃんキャラバン隊出動の手引き

令和2年7月1日

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課 作成

1 出動目的

ぐんまちゃんの世界への展開及び群馬県民の郷土愛の醸成を図るため、ぐんまちゃんキャラバン隊（隊長：ぐんまちゃん）を編成し、以下の活動について群馬県内外に出動します。

- ① 群馬県のPR
- ② 群馬県産品の販路拡大

ぐんまちゃんのご挨拶や写真撮影のみの出動は、群馬県のPRではありません。

ぐんまちゃんが本県の魅力をPRできる場があることが必要です。

2 出動の考え方

- (1) 出演料は無料とし、イベント開催地までの旅費は群馬県が原則負担します。ただし、イベント会場が遠方の場合には 交通費や宿泊費等の実費をイベント主催者が負担する場合があります。
- (2) 出動の決定は、群馬県の機関が主催するイベントや行事を優先します。その他ぐんまちゃんのPR効果が高く知事が特別に認めるイベント、県庁内・県内施設でのグリーティング活動に出動します。
- (3) ぐんまちゃんキャラバン隊の出動スケジュールが空いている場合は、群馬県の機関以外の団体の主催するイベントに出動できます。
- (4) 上記(3)の場合は、イベント主催者が、上記①または②の活動内容に主体的に取り組む活動をしており、その団体が主催するイベントがその目的を達成すると群馬県（メディアプロモーション課）が認める場合に出動します。
- (5) 上記①または②の活動内容に沿うイベントへ出動する場合は、イベントの内容、情報拡散効果、時間及び開催場所や群馬県の機関が関与する度合などを群馬県が総合的に判断し出動を決定します。
- (6) 1回のイベントにつき出演は原則1回とする。出演時間は、控室と会場間の移動を含めて30分以内とします。
- (7) ぐんまちゃんキャラバン隊の稼働時間（会場到着から会場出発まで）は、原則、午前9時から午後5時までの間とします。

<出動可能事例>

- ・ 県内外で開催される観光誘客イベントで、ぐんまちゃんが本県の観光PRができるステージなどがある場合
- ・ 県内外で開催される本県産品のPRイベントで、ぐんまちゃんが本県の県産品をPRできるステージなどがある場合
- ・ 幼稚園・保育園、医療・福祉施設等で平日に開催され、園児・入所者等を対象に、ぐんまちゃんと一緒に本県の自然や歴史を学ぶ場がある場合

(8) なお、以下の場合には出動しません。

- ・ぐんまちゃんキャラバン隊及びイベント等への来場者の安全性への配慮を欠く場合
- ・群馬県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合
- ・ぐんまちゃんのイメージを損ない、または損なうおそれがある場合
- ・法令に違反し、または公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがある場合
- ・特定の個人、法人または団体を支援または公認しているような誤解を与え、もしくは与えるおそれがある場合（群馬県が特別に認める場合を除く）
- ・特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する場合
- ・暴力団、暴力団員またはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが関与する場合

(9) また、上記①または②の目的に沿っていても、次の場合は出動できません。

<出動不可事例>

- ・ぐんまちゃんが上記①または②のPRをする場がないイベント（ぐんまちゃんとの写真撮影のみのイベントなど）
- ・個人的なイベント（結婚式やお祝いのイベントなど）
- ・特定の法人または団体の商品の販売促進等につながるイベント（群馬県が特別に認める場合を除く）
- ・企業や団体の内部イベント（福利厚生イベントや愛好家の集まりなど）
- ・土日祝日に開催される教育施設（保育園、幼稚園、学校など）、福祉・医療施設の関係者のみのイベント
- ・酒宴

3 出動手続き

(1) 申請

- ・依頼書提出（原則電子申請。やむを得ない場合のみ書面郵送受付。）。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート及び添付書類の提出。（手引き末尾記載のその他問い合わせ先にメール又はFAXで提出してください）
- ・イベント主催者からの申請のみ受け付ける。代理人からの申請は受け付けません。
- ・複数の団体に運営するイベントの場合は、会場責任者とイベント運営について調整完了後に申請してください。
- ・電話での出動予約は受け付けません（空き時間の問い合わせも受け付けません。）
- ・依頼書は、原則、イベント開始の2ヶ月前までに提出してください。
- ・申請書に記載する出演希望時間は最大限の時間枠を考慮した時間を記載してください。この出演希望時間の時間内において、出演時間をメディアプロモーション課が決定します。

(2) 出動可否の決定

- ・受付順での出動決定はしません。
- ・出動の可否は、メディアプロモーション課内で開催される出動スケジュール調整会議にて、イベントの内容、情報拡散効果、時間及び開催場所や群馬県の機関が関与する度合などを総合的

に判断し決定します。

- ・ 出動の可否決定に当たり、出演時刻を申請者と調整する場合があります（申請した出演時刻と出動決定した出演時刻が同時刻にならない可能性があります。）。

（３）出動可否の連絡

- ・ メディアプロモーション課より、出動の概ね１ヶ月前までに申請書に記載された担当者あて、出動可否について連絡をします。（調整は２ヶ月前から開始する）
- ・ 出動決定の連絡後に、ぐんまちゃんキャラバン隊の出動不可の事由が発生した場合は、出動の取り消し・変更を行う場合があります。この取り消し及び変更により問題や損害が生じた場合、群馬県は一切の責任を負いません。

（４）出動スケジュール告知

- ・ 出動スケジュールの公開を希望される場合、「ぐんまちゃん出動スケジュール（群馬県ホームページ）」に掲載します。
- ・ 出動スケジュールの公表を希望しない場合は、依頼者は依頼書中の「群馬県ホームページへのスケジュール掲載希望」の「無」に丸印を記載してください。

（５）出動最終調整

- ・ 出動日の約１週間前を目途に群馬県が指定するぐんまちゃんキャラバン隊業務受託事業者から集合時間・場所などの詳細について申請書中の担当者あて連絡・調整します。

4 出動に係る注意事項

（１）安全確保

- ・ ぐんまちゃんキャラバン隊が出演中の来場者及びぐんまちゃんキャラバン隊の安全確保は、イベント主催者（出動申請者）が対応してください。
- ・ 安全管理責任者及び警備要員の配置及びぐんまちゃんキャラバン隊の導線の確保に係る経費はイベント主催者（出動申請者）が負担してください。安全管理者及び警備要員は、ぐんまちゃんキャラバン隊の安全確保に必要な行動をとってください。
- ・ ぐんまちゃんキャラバン隊及び来場者の安全確保ができないおそれがある場合は、イベント主催者の責任で、注意喚起の声がけ、ぐんまちゃんキャラバン隊の退避または出演中止をしてください。
- ・ イベント主催者（出動申請者）はぐんまちゃんキャラバン隊の安全確保に関する来場者へのアナウンスを十分にしてください（アナウンス例：「ぐんまちゃんキャラバン隊の安全確保ができない場合は、出動を中止します。」など）
- ・ イベント主催者（出動申請者）が上記の安全確保対策を十分に講じることができない場合は、ぐんまちゃんキャラバン隊の判断で出動を中止する可能性があります。

（２）イベント主催者による出演対応

以下についてはイベント主催者の負担（費用負担含む。）で準備してください。

① 駐車場

- ・ ワゴンタイプ普通車 １台分
- ・ 下記控室に近い場所

② ぐんまちゃんキャラバン隊専用の控室

- ・ 外部から室内を見ることができない個室

- ・面積（3.0m×3.0m程度以上、間口90cm以上）
- ・出勤場所から近い場所にあること
- ・屋外のイベントの場合は床養生も対応すること
- ・イベント主催者及び関係者による控室の出入りは禁止とする。

③ 音響

- ・マイク 1本
- ・CDプレーヤー 1台
- ・PA設備（イベント規模が大きい場合にイベント主催者側の負担で準備してください。）

④ イベント進行

- ・司会進行はイベント主催者（出勤申請者）が行う。
- ・ぐんまちゃんキャラバン隊は司会進行をせず、ぐんまちゃんの出演のみを対応し、イベント開催の趣旨や商品紹介などのPRは対応しません。

(3) イベント告知

ぐんまちゃんのイラストまたは写真を利用したイベント告知をする場合は、ぐんまちゃんデザイン利用申請により別途許諾が必要です。

<ぐんまちゃんデザイン利用申請手続き> (<https://www.pref.gunma.jp/01/b0110160.html>)

(4) 出勤記録の利用

ぐんまちゃんキャラバン隊の出勤に係る写真や動画等をイベント主催者公式のホームページ、SNS、広報紙等の媒体で掲載する場合は、ぐんまちゃんのデザイン利用申請が別途必要です。

<ぐんまちゃんデザイン利用申請手続き> (<https://www.pref.gunma.jp/01/b0110160.html>)

(5) 報道機関等の利用

以下の場合、出勤依頼者は出勤依頼書の提出の他に出勤に関する、台本やシナリオ等の出演に関する資料を合わせて提出してください。

- ・日本国内外の報道機関が、報道の目的で利用する場合
- ・日本国内外のテレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌の紙面等の制作者が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合で、群馬県のPRに資すると認められる場合

(6) 出動の取り消し

以下の場合、ぐんまちゃんキャラバン隊または同行する群馬県職員の判断により、ぐんまちゃんキャラバン隊の出動を取り消す場合があります。この取り消しにより、問題や損害が生じた場合、群馬県は一切の責任を負いません。

- ・ 出動依頼書の依頼内容と相違がある場合
- ・ ぐんまちゃんキャラバン隊の控室（個室）及び駐車場が確保されていない場合
- ・ ぐんまちゃんデザイン利用許諾のない掲出物等がイベント会場等で掲示されていた場合
- ・ 対応不可能なスケジュールでの出演を求められた場合
- ・ 安全性への配慮を欠く場合
- ・ 群馬県の品位を傷つけ、または傷つけるおそれがある場合
- ・ ぐんまちゃんのイメージを損ない、または損なうおそれがある場合
- ・ 法令に違反し、または公の秩序もしくは善良の風俗に反する恐れがある場合
- ・ 特定の個人、法人または団体を支援または公認しているような誤解を与え、もしくは与えるおそれがある場合（群馬県が特別に認める場合を除く）
- ・ 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する場合
- ・ 暴力団、暴力団員またはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有するものが関与する場合
- ・ 悪天候、地震、事故や疫病等によりぐんまちゃんの活動が十分にできないと群馬県が判断する場合

(7) その他問い合わせ

群馬県知事戦略部メディアプロモーション課

電話：027-226-2261

FAX：027-243-3600

E-mail：gunmachan@pref.gunma.lg.jp